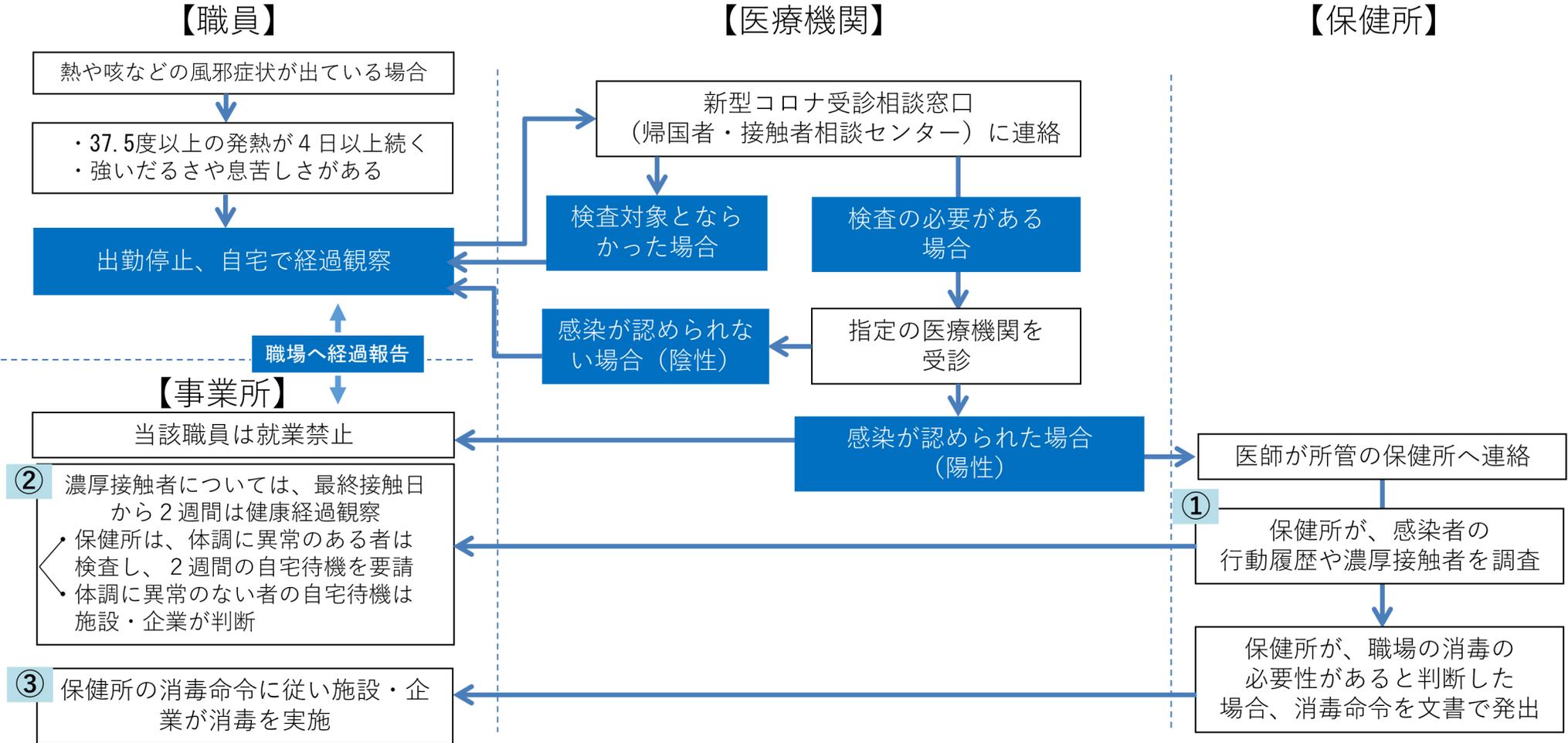


# 新型コロナウイルス感染症の感染確認およびその後の対応フローについて

2020年3月30日  
(第2版)



- ①最初は感染者の居住地の保健所に連絡が入り、勤務先等について聞き取り調査が実施される。その後、居住地の保健所から勤務先の管轄の保健所に対し、疫学調査を依頼。
- ②保健所職員が濃厚接触者の特定を行う。濃厚接触者全員を自宅待機とさせるかについては、各事業者の判断による。
- ③保健所が必要と判断した場合、事業所の消毒（必要な範囲および使用する薬剤と方法）を命令。消毒作業は専門業者が必要な場合もあれば、自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容による。

(出所) 国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」